

大宮地区自治協議会 会 則 等

平成30年5月19日施行
令和 2年6月10日改正
令和 3年3月25日改正
令和 3年5月22日改正
令和 4年2月 5日改正
令和 4年5月28日改正
令和 5年5月27日改正

目 次

第1章	総則	1 ページ
第2章	協議会の構成	1
第3章	役員	2
第4章	会議	2
第5章	総会	3
第6章	理事会	4
第7章	部会	5
第8章	事務局	6
第9章	経費、資産及び会計	6
第10章	規約の変更及び解散	7
第11章	雑則	8
	付則	8
	別表	9
	協賛金に関する細則	10
	車両管理要綱	11

大宮地区自治協議会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 この協議会は「大宮地区自治協議会（以下「協議会」という。）」という。

(目的)

第2条 協議会は、大宮地区を「みんなで創る安全安心なまち」「住み続けたい健康で明るいまち」「子育てと教育のまち」にするため、大宮自治活動計画に基づく地域づくりの実践に努めることを目的とする。

第3条 協議会の事務所は、奈良市大宮町四丁目313-3 三笠公民館に置く。

(対象区域)

第4条 協議会の対象区域は大宮小学校区とする。

(取り組み)

第5条 協議会は第2条の目的を達成するため、次に掲げる取り組みを行う。

- (1) 地区の課題の把握や情報の発信
- (2) 地区の課題解決に向けての協議及び事業の実施
- (3) 「地区自治計画」に基づく事業の実施
- (4) その他、本会の目的達成のために必要な活動

2 協議会は第7条に定める協議会メンバーが、組織の運営および活動に参加しないことを理由として、不利益な取り扱いをしないものとする。

(活動の制限)

第6条 協議会は宗教活動、政治活動、および営利活動は行わない。ただし、協議会のメンバーの利益収受を伴わない協議会自身による営利活動を行うときは、第14条に定める総会の議決を得るものとする。

第2章 協議会の構成

(協議会の構成)

第7条 協議会は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 協議会の地区内に居住する全ての者
- (2) 次に掲げるもののうち、協議会への参加を希望し第25条に定める理事会が承認したもの
 - ア 地区内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
 - イ 地区内で活動する個人及び法人その他の団体
 - ウ 地区内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - エ 地区内に存する学校等に在学等する者

- (3) 前号の規定にかかわらず、暴力団若しくはその構成員の統制下にあるもの、ならびに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に規定する処分を受けている団体又はその統制下にあるものは協議会メンバーとなることができない。

第3章 役員

(役員)

第8条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 2名
- (4) 監査 2名

(役員を選任)

第9条 会長、副会長及び会計は第26条に定める理事の中から選任し、総会での承認を経て決定する。

2 監査は、理事会にて選任し、総会での承認を経て決定する。

(役員職務)

第10条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 会計は、協議会の会計事務を行う。
- (4) 監査は、協議会の会計、資産及び事業の執行状況を監査し、総会に監査報告をする。

(役員任期)

第11条 役員任期は、2年（最終年度の定期総会の終了時まで）とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員の中で欠員が生じたときには、第9条及び第17条の定めるところにかかわらず第25条に定める理事会の承認により役員を補充を行うことができる。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

(顧問および調停委員)

第12条 必要に応じて、顧問および調停委員を理事会にて選任することができる。

第4章 会議

(会議)

第13条 協議会の会議は、総会、理事会、正副会長会議、部会とする。

2 会議は、原則全て公開とし、協議会メンバーは傍聴できる。ただし、それぞれの会議を代表する者が認めた場合は協議会メンバー以外の者も傍聴できる。

第5章 総 会

(総会)

第14条 総会は、協議会の最高議決機関とする。

(総会の種別)

第15条 総会は、定期総会と臨時総会の二種類とする。

(総会の構成)

第16条 総会は、代議員をもって構成する。

2 本条に定める代議員は、次の二種とする。

ア 第3項に定める代議員

イ 第6章に定める理事

3 前項アの代議員は概ね160名とし、理事会にて承認の別表に掲げる各団体を代表する者と公募により選ばれた住民にて構成し、任期は2年（最終年度の定期総会の終了まで）とする。ただし再任を妨げない。

4 前項のうち公募住民の定数は10名以内とし、定数を超えた応募があった場合は抽選とする。

5 公募選出の代議員は、部会等に所属し、活動する者等でなければならない。

6 代議員の中で欠員が生じたときには、第2項および第3項定めるところにより補充を行うことができる。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

7 第3項および別表の代議員数は、理事会の協議決定により変更することができる。

(総会の権能)

第17条 総会は、次の事項を議決する。

(1) 地区自治計画および予算の決定

(2) 活動報告及び決算

(3) 地区自治計画の見直し

(4) 規約の改正

(5) 総会で提案された事項

(6) 役員を選任と解任

(7) その他協議会の運営に関する重要な事項

(総会の開催)

第18条 定期総会は、毎年度決算終了後2ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、会長が必要と認めた場合または代議員総数の3分の1以上の請求があった場合に開催する。

(総会の招集)

第19条 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集するには、少なくとも会議を開く2週間前までに、会議の日時、場所及び目的を示して、代議員および理事に通知を発しなければならない。

3 前項通知は、電子的方法をもって行うこともできる。

(総会の議長)

第20条 総会の議長は、その総会に出席している代議員の中から互選により選出する。

(総会の定足数)

第21条 総会は、代議員総数の過半数の出席をもって成立する。

(総会の議事及び議決)

第22条 総会においては第19条第2項によりあらかじめ通知した事項のみ、決議することができる。

2 総会の議事は十分に話し合い決する。意見が分かれた場合は、出席した代議員の過半数をもって決し、可否同数となった場合は議長の決するところによる。

(総会の書面表決等)

第23条 やむをえない理由のため総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項について、議長または他の代議員を代理人とし、委任状により表決を委任することができる。

2 前項の場合における第21条、第22条の規定の適用については、その代議員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第24条 総会の議事録を作成し、次の事項を記載する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 代議員の総数ならびに出席した代議員の数（委任状による委任者数を含む）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第6章 理事会

(理事会)

第25条 協議会の運営に関する事項及び総会に諮るべき事項を審議決定するため、理事会を設置する。

(理事会の構成)

第26条 理事会は次の理事をもって構成する。理事は、公募選出の住民、理事会にて承認の別表に定める各種団体を代表する者とし、その任期は2年（最終年度の定期総会の終了まで）とする。ただし、再任を妨げない。

2 理事は30名以内とする。

3 公募選出の理事は、部会等に所属し、活動する者等でなければならない。その定数は、2名以内とし、希望する者が定数を超えた場合は抽選とする。

4 理事の中で欠員が生じたときには、第1項および第2項定めるところにより補充を行うことができる。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

5 理事は、第16条第3項の定めによらず代議員となる。

(理事会の権能)

第27条 理事会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 総会で承認を得た事業計画に基づく事業の実施に関する事項
- (3) 部会および協議会自身による事業体の設置に関する事項
- (4) 規約に定める事項
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の招集)

第28条 理事会は、会長が招集する。

(理事会の議長)

第29条 理事会の議長は、会長が務める。ただし、会長に事故があり出席出来ない場合、会長が指名する副会長が代理できるものとする。

(理事以外の出席)

第30条 会長が必要と認めるときは、理事以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

- 2 別表に掲げる団体の理事候補者は、毎年4月1日以降、定期総会開催までに開催される理事会にオブザーバーとして出席するものとする。
- 3 理事が理事会に出席出来ない場合、理事が当該団体を代表する他の者を代理人と認め、当該代理人が出席したときは、理事と同等の権利と責務を有して出席するものとする。

(理事会の定足数)

第31条 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立する。

(理事会の議決)

第32条 理事会の議事は十分に話し合い決する。意見が分かれた場合は出席理事の過半数をもって決し、可否同数となった場合は議長の決するところによる。

(理事会の議事録)

第33条 理事会の議事録を作成し、次の事項を記載する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数及び出席理事数
- (3) 出席理事氏名
- (4) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果

第7章 部 会

(部会)

第34条 事業計画に基づく事業を実施するため、必要な部会を理事会の承認の上、設置することができる。部会については、理事会にて担当理事を決めるものとする。

(部会の構成)

第35条 部会は、公募に応じた住民および区域内の各種団体等から選出された者をもって構成し、その中から互選により、それぞれ部会長1名を選出し、必要あれば、部会の運営に必要な役職を選出することができる。

(部会の報告)

第36条 部会長は、理事会に対し、事業の執行状況を報告する。

(部会の招集)

第37条 部会は、部会長が招集する。

第8章 事務局

(事務局)

第38条 協議会の円滑な運営を行うため、事務局を設置する。

2 事務局には、理事会の任命により次の者を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局次長 若干名
- (3) 事務局員 若干名

3 事務局長は、理事会の承認により第6章に定める理事とする。

4 事務局長の任期は、2年(最終年度の定期総会の終了時まで)とする。ただし、再任については第6章の定めを準用する。

(事務局の職務等)

第39条 事務局の機能および役割は次のとおりとする。

- (1) 庶務および広報、企画に関する事項
- (2) 会計事務ならびに予算執行状況の把握に関する事項
- (3) 事業執行状況の把握に関する事項
- (4) 事業の調整に関する事項
- (5) 行政との連絡窓口業務
- (6) その他理事会で定める事項

第9章 経費、資産及び会計

(収入の構成)

第40条 本会の収入は次の各号に定めるものとする。

- (1) 市からの交付金
- (2) 各団体からの協賛金
- (3) 協議会の行う事業等の収入
- (4) その他の収入

2 前項第2号および前項に含まれない自治会未結成の集合住宅ならびに自治会未加入の事業所、商店等および個人の協賛金については、細則に定めるものとする。

(資産の管理)

第41条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は理事会の議決によりこれを定める。

2 資産は、現金資産と現物資産とする。

3 現物資産を明らかにするため財産目録を整備する。

4 前項財産目録は、資産管理要綱に基づき作成し維持するものとする。資産管理要綱を定めるにあたっては理事会の承認を得るものとする。

(資産の処分)

第42条 現物資産の内、購入時の価額が20万円を超える現物資産を処分する場合は、理事会の承認を要する。

(経費の支弁)

第43条 本会の経費は第40条記載の収入をもって支弁する。

(会計)

第44条 収入、支出を明らかにするため、収支に関する帳簿を整備する。

(事業計画及び予算)

第45条 協議会の事業計画及び予算は、会長が作成し、理事会に諮り、総会の議決を経て定める。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、新年度開始後に予算が総会において議決されていない場合、総会において予算が議決される日までの間、前年度の予算を基準とし、収入支出をすることができるとする。

(事業報告及び決算)

第46条 協議会の事業報告・収支決算等に関する書類は、会長が作成し、理事会に諮り、監事の監査を受け、会計年度終了後2ヶ月以内に総会の承認を受ける。

(会計年度)

第47条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第10章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第48条 この規約を変更する場合は第22条2項にかかわらず総会において、出席代議員の3分の2以上の同意を得なければならない。

(解散)

第49条 協議会を解散する場合は第22条2項にかかわらず、総会において、代議員の4分の3以上の賛成を得なければならない。

(残余財産の処分)

第50条 協議会の解散のときに有する残余財産の処分方法については、第22条2項にかかわらず、総会において代議員の4分の3以上の同意を得て、協議会と類似の目的を有する団体等

に寄付するものとする。

第 1 1 章 雑 則

(備付け帳簿及び書類)

第 5 1 条 協議会の事務所には、規約、議事録、収支に関する帳簿、財産目録、その他必要な帳簿及び書類を備えておかななくてはならない。

(情報の公開)

第 5 2 条 前条に定める帳簿及び書類等は原則全て公開とし、協議会メンバーは閲覧することができる。

(その他)

第 5 3 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は理事会が定める。

付 則

1. この規約は、平成 3 0 年 5 月 1 9 日より施行する。
2. 削除
3. 協議会発足時における第 7 条に定める個人および法人その他の団体は、協議会発足前の大宮地区社会福祉協議会役員会において承認されたものとする。
4. 削除
5. 理事の任期は、各所属団体の任期にかかわらず、定期総会終了時までとする。
6. この規約は、令和 2 年 6 月 1 0 日より改正施行する。
7. この規約は、令和 3 年 3 月 2 5 日より改正施行する。
8. この規約は、令和 3 年 5 月 2 2 日より改正施行する。
9. この規約は、令和 4 年 2 月 5 日より改正施行する。
10. この規約は、令和 4 年 5 月 2 8 日より改正施行する。
11. この規約は、令和 5 年 5 月 2 7 日より改正施行する。(協賛金に関する細則)

別 表

団 体 等	代議員数	理事数	備 考
(会長候補)		(1)	会長候補者
(事務局長候補)		(1)	
(公 募)	10	2	
大宮地区自治連合会	37	7	
民生児童委員協議会	22	4	
安全部（大宮地区防災防犯協議会）	3	2	自治連合会を含む代議員あり
大宮地区社会福祉協議会	6	2	
大宮地区万年青年クラブ連合会	6	2	
大宮婦人会	15	3	
大宮地区子ども育成連絡協議会	2	1	
大宮小学校		1	
大宮幼稚園			
大宮小学校PTA	11	2	
大宮幼稚園PTA			
大宮放課後子ども教室 キッズおおみや	5	1	
広報紙配布事業グループ	11		
マンション管理組合	2		
事業・商店・NPO等	9		
計	139	27	

協賛金に関する細則

第1条 本細則において、会則第40条第の協賛金について定める。

第2条 本協議会発足時団体・個人等は、発足前の母体である大宮地区社会福祉協議会の役員会において承認され引き継がれており、入会金は必要としない。

第3条 前条各団体および個人の協賛金は、代議員および理事の人数・財政事情・活動状況等を総合勘案して協議決定し、毎年の定期総会前における理事会において見直すものとする。ただし、最低額は1,000円とする。

第4条 自治会未結成の集合住宅管理組合ならびに自治会未加入の事業所、商店等および個人の協賛金については、次の各号のとおりとする。

(1) 自治会未結成の集合住宅管理組合

入会金 1,000円

協賛金 年額150円×戸数

(2) 自治会未加入の事業所、商店等

入会金 1,000円

協賛金 平均従業員数10人未満 年額 5,000円

平均従業員数20人未満 年額10,000円

平均従業員数50人未満 年額15,000円

平均従業員数50人以上 年額20,000円

(3) 自治会未加入の個人については、まずは自治会加入を勧奨するものとする。

付 則

1. この細則は、令和2年6月10日より施行する。
2. この細則は、令和5年5月27日より施行する
3. 第4条(2)は、令和5年5月27日以降の加入に適用する。

(令和2年5月25日理事会承認)

車両管理要綱

1. 所有する別記1車両の管理について、会則第41条の定めに基づき本要綱を定める。
2. 車両は始業点検および定期点検を行い、運行に支障のないように努めるものとする。
3. 車両の運行にあたっては、予め管理責任者に申し出て許可を得るものとし、運行状況を運行日誌に記載するものとする。
4. 車両の運行後は、燃料を補充し元の保管場所に戻すものとする。
5. 車両には、妥当な金額で任意自動車保険を付保するものとする。
6. 管理責任者は別記2のとおりとする。

別記1：軽四輪トラック 奈良480き9870

登録上の名義人 当協議会会長

令和2年3月大宮地区防災防犯協議会より当協議会に移管されたもの。

別記2：管理責任者（正）吉岡 正志 同（副）藤井 健雄

この要綱は、令和 2年 5月31日より実施する。